

【】国会の地位としくみ

【】国会の地位など

[解答 1]国権

[解説]

憲法は 41 条で、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定めている。また、43 条で、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。

国会が国権の最高機関であるとされるのは、国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織される

からである。すなわち、国会は主権者である国民と選挙で直接結びついており、国民は選挙を通じて国会をコントロールできるからである(国民→国会)。内閣総理大臣は国会が指名し、裁判官は内閣が指名・任命するので国民のコントロールは間接的になる(国民→国会→内閣、国民→国会→内閣→裁判所)。

また、法律は国会だけが制定できるので、国会は国の唯一の立法機関でもある。

※入試出題頻度：「国権の最高機関◎」「唯一の立法機関◎」

「主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから○」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)、○(出題頻度が高い)、△(ときどき出題される))

[解答 2]国権の最高機関

[解答 3]① 最高 ② 立法

[解答 4]① 国会 ② 立法

[解答 5]国会は国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関である。

[解答 6]国会が主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから。

[国会議員の地位]

[解答 7]① 不逮捕特権 ② 免責特権

[解説]

国会議員は、選挙で選ばれた国民全体の代表である。そのため国会議員には、自分の選挙区や自分を応援している人々の意見だけを聞くのではなく、さまざまな人々の意見を公正に聞き入れ、国民全体のために活動することが求められる。国民の代表という重大な役割を果たすため、国会議員は自由に活動できなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくても議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)(国民の平均よりも高い)が支払われる。また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない不逮捕特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない免責特権を持っている。

国会議員は、選挙で選ばれた国民全体の代表である。そのため国会議員には、自分の選挙区や自分を応援している人々の意見だけを聞くのではなく、さまざまな人々の意見を公正に聞き入れ、国民全体のために活動することが求められる。国民の代表という重大な役割を果たすため、国会議員は自由に活動できなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくても議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)(国民の平均よりも高い)が支払われる。また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない不逮捕特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない免責特権を持っている。

※入試出題頻度：「不逮捕特権△」「免責特権△」

[国会の地位]

国権の最高機関

主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから

唯一の立法機関

[国会議員の地位]

不逮捕特権
免責特権

【】 二院制

[解答 8] 二院制

[解説]

国会は、任期が短く解散制度がある衆議院と、任期が長く解散がない参議院の2つの議院で構成されているが、これを二院制という。二院制をとっている理由は、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐためである。

[二院制]

国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため

慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため

※入試出題頻度：「二院制○」「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため○」

「慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため○」

[解答 9] 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができる

[解答 10] 一方の議院の行きすぎをおさえる

[解答 11] 国民のさまざまな意見や利益を政治に反映させることと、慎重な審議によって衆議院の行きすぎをおさえることができるから。

【】 任期・被選挙権・定数などのちがい

[任期のちがい]

[解答 12] ① 4 ② 解散

[解説]

衆議院議員の任期は4年と短く、しかも、解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短くなる(約2.8年)。このため、衆議院は世論を敏感に反映しやすい。これに対し、参議院議員の任期は6年と比較的長く、解散制度もない。ただし、参議院議員は3年ごとに半数を改選するしくみになっている。

[任期]

衆議院議員：4年，解散あり

参議院議員：6年，解散なし
(3年ごとに半数改選)

※入試出題頻度：「衆議院：任期4年で解散あり○」「参議院：任期6年で解散なし，3年ごとに半数を改選○」

[解答 13] イ

[解答 14] 3年

[解答 15] ① 4年 ② 6年 ③ 3年

[解答 16] 衆議院には解散があるから。

[解答 17] 3年ごとに議員の半数が改選されるから。

[解答 18] Aさんは当選から4年以上が経っており、衆議院議員の任期である4年を超えているから

[被選挙権]

[解答 19]25 歳以上

[解説]

衆議院議員の被選挙権は 25 歳以上で、参議院議員の被選挙権は 30 歳以上である。選挙権は、いずれも 18 歳以上である。

※入試出題頻度(被選挙権)：「参議院議員は 30 歳以上◎」

「衆議院議員は 25 歳以上◎」

[被選挙権]

衆議院議員：25歳以上

参議院議員：30歳以上

[解答 20]30 歳以上

[解答 21]① 18 ② 25 ③ 30

[解答 22]① 4 ② 30

[解答 23]エ

[解説]

エが誤り。被選挙権については衆議院議員 25 歳以上、参議院議員 30 歳以上と違いがあるが、選挙権は 18 歳以上と同じである。

[解答 24]エ

【】衆議院の優越の根拠

[解答 25]衆議院の優越

[解説]

両院がたがいに抑制しあうことによって、慎重に審議し、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映

させる目的で二院制がとられている。しかし、衆議院と参議院をまったく対等とすると、不都合

が生じるおそれがある。たとえば、衆議院は与党が多数を占め、参議院は野党が多数を占めるという「ねじれ国会」になっている場合には、与党の過半数で衆議院を通過した法案が、参議院で野党によって否決されることが多くなる。このような状態が続くと国の政治は停滞してしまうことになる。予算の議決や内閣総理大臣の指名などの場合、衆参が対立したまま、いつまでも決着がつかないではすまされない。そこで、憲法は、法律の制定、予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名などについて、衆議院の優越を定めている。任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついている(世論をより敏感に反映する)衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするために、衆議院に優越した地位を与えているのである。

※入試出題頻度：「衆議院の優越○」「任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから◎」

[衆議院の優越]

衆議院は任期が短く解散もあるため
国民の意見とより強く結びついているから

[解答 26]イ

[解答 27]① 短い ② ある

[解答 28]解散

[解答 29]衆議院には解散の制度があること。

[解答 30]国民の意見とより強く結びついている

[解答 31]衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから。

【】 国会の種類

[常会(通常国会)]

[解答 32]常会

[解説]

毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議・議決される。会期は150日間とされ、予算成立後は、法案審議を進める。

※入試出題頻度：「常会(通常国会)◎」「毎年1月△」「150日間△」

[常会(通常国会)] 毎年1月に開かれる。 会期は150日間。 予算の審議・議決

[解答 33]① 常会(通常国会) ② 150日

[解答 34]1月

[特別会(特別国会)]

[解答 35]特別国会

[解説]

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後30日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

※入試出題頻度：「特別会(特別国会)◎」「衆議院解散による総選挙の日から30日以内に召集される△」「内閣総理大臣の指名○」

[特別会(特別国会)] 衆議院の総選挙後30日以内に開催される 内閣総理大臣の指名を行う
--

[解答 36]特別会(特別国会)

[解答 37]イ

[解説]

アは常会(通常国会)。イは特別会(特別国会)。ウは緊急集会。エは臨時会(臨時国会)。

[解答 38]エ

[臨時会(臨時国会)]

[解答 39]臨時会(臨時国会)

[解説]

^{りんじかい りんじこっかい}
臨時会(臨時国会)は内閣が必要と認めたときか、いずれかの議
院の総議員の 4分の1以上の要求があったときに ^{しょうしゅう}召集される。
※入試出題頻度：「臨時会(臨時国会)○」「4分の1以上△」

[臨時会(臨時国会)]
内閣が必要と認めたとき
議員の4分の1以上の要求

[解答 40]エ

[解説]

アは常会(通常国会)、イは特別会(特別国会)、ウは緊急集会、エは臨時会(臨時国会)である。

[解答 41]62人以上

[解説]

臨時国会は、衆議院か参議院いずれかの総議員の4分の1以上の要求があった場合などに召集される。245÷4=61.25(人)なので、62人以上の参議院議員の要求が必要となる。

[国会の種類全般]

[解答 42]① 常会 ② 臨時会 ③ 特別会

[解答 43]A 常会(通常国会) B 臨時会(臨時国会) C 特別会(特別国会)

[解説]

Aは1月に召集されて会期が150日程度で、予算を成立させているので常会(通常国会)である。Cは内閣総理大臣の指名を行っているので特別会(特別国会)である。Bは臨時会(臨時国会)である。

【】国会の仕事

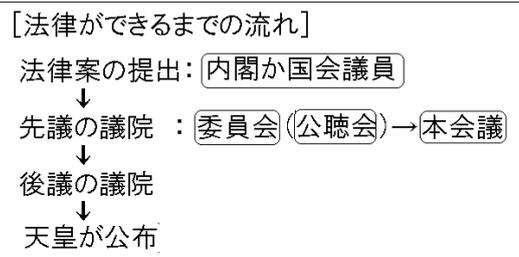
【】法律の制定

[制定過程]

[解答 44]① 議長 ② 委員会 ③ 本会議

[解説]

^{ほうりつあん こっかいぎいん ないかく}
法律案は国会議員または内閣によって、提出さ
れる。提出された法律案は、専門の ^{いいんかい}委員会
で ^{しんぎ}審議され、場合によっては関係者や学識経験者
^{こうちょうかい}の意見を聞く公聴会が開かれることもある。そ
の後、法律案は、^{ほんかいぎ}本会議に移されて ^{しんぎ}審議・^{ぎけつ}議決
が行われる。委員会や本会議で法律案が可決さ
れるためには、^{しゅつせきぎいん かはんすう}出席議員の過半数の賛成が必要である。



可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

※入試出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「委員会◎」「公聴会○」「本会議○」「天皇が交付△」

[解答 45]A 内閣 B 委員会 C 公聴会 D 本会議 E 天皇

[解答 46]① 委員会 ② 本会議 ③ 両院協議会

[解答 47]公聴会

[解答 48]ウ

[解説]

アは誤り。予算の場合と異なり、法律案は衆参のどちらの議院に先に提出してもよい。

イは誤り。「両院協議会」ではなく「委員会」。

ウは正しい。

エは誤り。法律案の議決は国会の仕事であり、内閣が関与することはない。

[解答 49]ア

[解説]

アは正しい。議員の委員会のうち常設のものを常任委員会、常設でないものを特別委員会という。

イは誤り。予算の場合は衆議院に先議権があるが、法律の場合は衆参どちらが先に審議・議決してもかまわない。

ウは誤り。委員会において必要と判断された場合に公聴会が開かれる。

エは誤り。過半数で可決するのが原則だが、衆議院における再議決の場合は出席議員の3分の2以上が必要である。また、憲法改正の発議のためには、総議員の3分の2以上が必要とされている。そのほか、議員の資格を失わせる議決・議員の除名の議決・国会の秘密会の開催の議決も出席議員の3分の2以上が必要である。

[議員立法]

[解答 50]① 内閣 ② 与党 ③ 議員 ④ 野党

[解説]

法律案は内閣または国会議員によって、どちらかの議院に提出される。議員提出の法律案を、特に議員立法ぎいんりっぽうという。議員提出の法律案の成立割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い傾向がある。

※入試出題頻度：この単元はときどき出題される。

[解答 51]国会議員提出の法律案の成立の割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い。

[議決]

[解答 52]42

[解説]

本会議の定足数は総議員の3分の1以上である。議員数が245人なので、定足数は、 $245 \div 3 = 81.66\cdots$ で82人である。法律案は出席議員の過半数で可決されるので、出席議員が82人の場合、過半数は42人である。

※入試出題頻度：この単元はときどき出題される。

[解答 53]少数の意見が尊重されること。

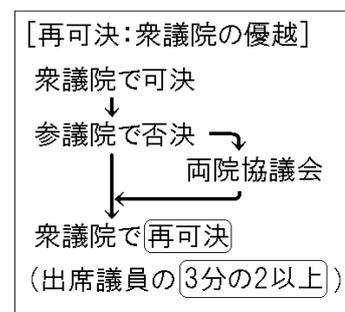
[再可決]

[解答 54]① 両議院 ② 3分の2以上の多数

[解説]

法律案が、衆議院で可決されて、参議院で否決された場合、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない)。

衆議院が可決した法律案について、参議院が否決した場合、衆議院で出席議員の3分の2以上で再可決したときは法律が成立する(衆議院の優越)。なお、衆議院が可決した後、参議院が国会休会中の期間を除いて60日以内に議決しないときには、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。



※入試出題頻度：「出席議員の3分の2以上で再可決◎」「両院協議会△」

[解答 55]① 出席議員 ② 3分の2以上の多数

[解答 56]① 衆議院 ② 参議院 ③ 3分の2以上の多数

[解答 57]イ

[解答 58]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したとき。

[解答 59](1) 内閣 (2) 3分の2以上

[解答 60]300人

[解説]

出席議員450人の3分の2は300人である。

[解答 61]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したため、成立した。

[解説]

この法律案は、衆議院で賛成多数で可決されたが、参議院では反対多数で否決された。そして、再び、衆議院で採決が行われた。棄権票はなかったので、出席議員は、 $334 + 133 = 467$ (人)である。 $467 \times \frac{2}{3} = 311.3 \dots$ (人)なので、出席議員の3分の2以上(334)の多数で決したため、成立した。

[解答 62]両院協議会

[解答 63]ア

[解説]

イは誤り。法律案は、衆議院と参議院のどちらに先に提出してもよい。
ウは誤り。再議決の場合がある。
エは誤り。法律を公布するのは天皇である。

【】 予算の審議・議決

[解答 64]予算

[解説]

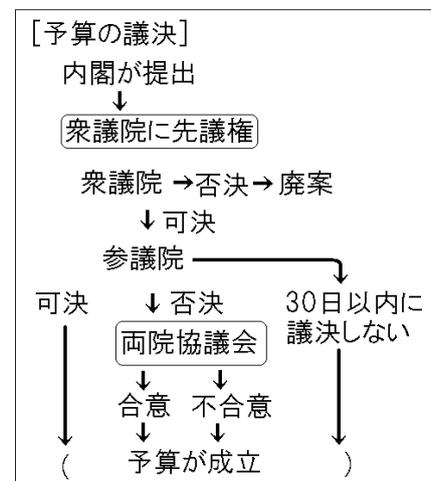
予算案を提出できるのは内閣のみである。法律と違って議員が提出することはできない。予算の原案は財務省が作成し、内閣が国会に予算案を提出する。

予算はまず衆議院に提出される。これを予算の先議権という(法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわない)。衆議院では、まず予算委員会で審議・議決を行った後、本会議で審議・議決を行う。衆議院で可決された予算案は参議院へ送られる。参議院でも予算委員会→本会議と審議・議決が行われる。参議院でも可決されれば予算が成立する。

問題なのは、参議院が予算を否決した場合である。

このときは、必ず両院協議会が開かれる。両院協議会で意見が一致すれば予算は成立する。意見が一致しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。また、参議院が30日以内に議決しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。このように、予算について、憲法は特に強い衆議院の優越を定めている。予算は、否決されたままではすまされない重要事項なので、法律案の場合よりも、衆議院の優越を強くしている。

※入試出題頻度:「予算は衆議院に先議権がある○」「両院協議会で意見が一致しないとき○、参議院が30日以内に議決しないとき△→衆議院の議決が国会の議決となる○」



[解答 65]① 予算 ② 衆議院

[解答 66]ウ

[解答 67]衆議院が先に審議する

[解答 68]① 衆議院 ② 両院協議会

[解答 69]① 両院協議会 ② 衆議院

[解答 70]① 協議会 ② 30 日

[解答 71]衆議院の議決が国会の議決となる。

[解答 72]衆議院の議決が国会の議決となる。

[解答 73]両院協議会を開き、意見が一致しなければ、衆議院の議決が国会の議決となる。

[解答 74]衆議院の優越

【】 国会のその他の仕事

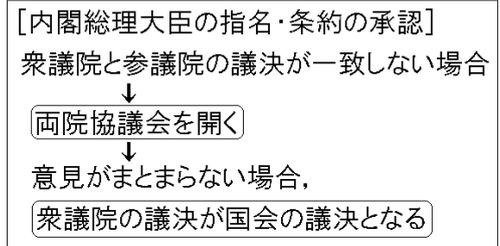
[内閣総理大臣の指名・条約の承認]

[解答 75]両院協議会

[解説]

予算の場合と同様に、内閣総理大臣の指名や条約の承認において、衆議院と参議院の議決が一致しない場合、必ず両院協議会を開かなければならない。 両院協議会でも意見がまとまらなかった場合には、衆議院の議決が優越する。

※入試出題頻度：「内閣総理大臣の指名・条約の承認○」



「両院協議会を開いても意見がまとまらないとき衆議院の議決が国会の議決となる○」

[解答 76]① 両院協議会 ② 衆議院

[解答 77]両院協議会を開いても意見が一致しない

[解答 78]① 3分の2以上 ② 両院協議会

[国政調査権]

[解答 79]国政調査権

[解説]

国政調査権は、内閣などが行う国政を調査するために、記録の提出や証人の出頭などを要求できる権利である。内閣の政治をチェックしたり、国の政治全般に対して調査したりする権限で、これにより行政権を持つ内閣を抑制することができる。また、調査結果や証人の答弁などをしっかりと公開すれば、国民の知る権利にも応えることになる。

※入試出題頻度：「国政調査権○」

[解答 80]国政調査権

[解答 81]イ

[解説]

アは内閣総理大臣の仕事である。ウとエは内閣の仕事である。

[解答 82]エ

[解説]

アは参議院。イとウは衆議院，エは衆議院と参議院に共通する。

[弾劾裁判所]

[解答 83]弾劾裁判所

[解説]

国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を^{だんがいさいばん}弾劾裁判によって^{ひめん}罷免することができる。両議院で選ばれた各 7 名(計 14 名)で組織される。戦後、これまでに 7 回開かれ 5 人が罷免されている。

※入試出題頻度：「弾劾裁判(所)○」

[解答 84]エ

[解説]

アは内閣，イは裁判所，ウは内閣の仕事である。

[解答 85]弾劾裁判

[解説]

条約を結ぶのは内閣の仕事である(国会はその^{しょうにん}承認を行う)。衆議院の^{かいさん}解散を行うのは内閣である。^{いけんしんさ}違憲審査は裁判所の仕事である。

[解答 86]条例の制定

[解説]

条例の制定は地方議会の仕事である。

【】衆議院が優越する場合

[解答 87]憲法改正の発議

[解説]

(衆議院が優越する場合)

議決事項	議決結果	衆議院の優越
法律案の議決	参議院が衆議院と異なった議決をしたとき。衆議院が可決した法案を参議院が <u>60 日</u> 以内に議決しないとき。	衆議院で出席議員の <u>3 分の 2 以上</u> の賛成で再可決。
予算の先議	予算は先に衆議院で審議される。	
予算の議決 条約の承認	参議院が衆議院と異なった議決をし、 <u>両院協議会</u> で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が可決した予算等を参議院が <u>30 日</u> 以内に議決しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
内閣総理大臣の指名	衆参両院で異なった指名をした場合、 <u>両院協議会</u> で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が指名の議決をした後 <u>10 日</u> 以内に参議院で指名しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
内閣不信任決議	内閣の不信任決議の議決権は衆議院のみに認められる。	

(衆議院と参議院が対等である場合)

憲法改正の発議, 国政調査権, 裁判官の弾劾裁判, 決算の承認

※入試出題頻度：「衆議院の優越が認められているものを次から選べ○」

[解答 88]予算の議決, 内閣総理大臣の指名

[解答 89]内閣不信任の決議, 予算の先議

[解答 90]① 予算 ② 衆議院の優越

[解答 91]法律案の議決

[解説]

法律案の場合、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上で再び可決すれば成立する。これに対し、内閣総理大臣の指名・予算の議決・条約の承認のように非常に重要で議決なしではすまされないものについては、衆議院と参議院が異なった議決をし、両院協議会でも不一致のとき、または参議院が一定期間内に議決しなかったときは、衆議院の議決が国会の議決となると定めている。

[解答 92]法律案

[解答 93]① a ② 予算の議決

[解答 94]内閣不信任の決議

[解答 95]ア

[解説]

アが誤り、内閣不信任の決議をすることができるのは衆議院のみである。

[解答 96]① Z ② 衆議院の優越が認められている

[解答 97]両院協議会で両議院の意見が一致しなかったため、衆議院の優越により X さんが指名された。

[解答 98]エ

[解説]

エが誤り。再議決は必要ない。憲法は、「衆議院と参議院が異なった(内閣総理大臣)指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。」(67 条 2 項)と定めている。

[解答 99](1) 3 分の 2 (2) 予算の議決(内閣総理大臣の指名／条約の承認)

(3) 任期が短く、解散がある (4) 裁判官

[解答 100]イ, ウ

[解答 101]ア

【】 国会全般

[解答 102]最高裁判所長官の指名

[解説]

最高裁判所長官の指名は内閣の仕事である。

[解答 103]予算案の作成

[解説]

予算案を作成するのは内閣である。

[解答 104]国務大臣の任命

[解説]

国務大臣の任命は内閣総理大臣の権限である。

[解答 105]エ

[解説]

エの天皇の国事行為に対する助言と承認は内閣の仕事である。

[解答 106]ウ

[解説]

アは誤り。衆議院の定数のほうが多い。また、衆議院が参議院に優越する。

イは誤り。参議院議員の任期は6年で衆議院議員の任期の4年より長い。

ウは正しい。

エは誤り。憲法改正の発議に関しては、衆参対等である。

[解答 107]ウ

[解説]

ア：議員の半数ずつを改選するのは参議院である。

イ：被選挙権者の年齢が満25歳以上であるのは衆議院議員で、参議院議員の被選挙権は満30歳以上である。

ウ：両院ともに国政調査権を持っている。

エ：国务大臣の任命権は内閣総理大臣がもっている。

[解答 108]イ

[解説]

アは誤り。解散があるのは衆議院のみである。

イは正しい。

ウは誤り。内閣不信任を決議する権限があるのは衆議院のみ。参議院は解散しないため、内閣不信任を決議する権限はない。

エは誤り。参議院議員の任期は6年であるが、衆議院の任期は4年である。

[解答 109]ウ

[解説]

ウが誤り。法律案等は、委員会→本会議の順で可決され法律となる。

[解答 110]ア

[解説]

アは正しい。

イは誤り。予算案と異なり、法律案については衆参のどちらから審議・議決してもよい。ウ

は誤り。無記名投票・記名投票の両方がある。

エは誤り。法律の採決では衆議院の優越を認めている(再議決)。

[解答 111]ウ

[解説]

アは誤り。参議院議員の被選挙権は 30 歳以上である。

イは誤り。参議院の定員は 242 人である。

ウは正しい。

エは誤り。参議院選挙は都道府県単位の選挙区制と比例代表制で行われる。

[解答 112]イ, オ

[解説]

イは誤り。衆議院議員の被選挙権は 25 歳以上, 参議院議員の被選挙権は 30 歳以上である。

オは誤り。公聴会は衆・参両院において開かれる。

[解答 113]ア